

第49期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.xcat.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

株式会社 **クロスキャット**

証券コード：2307

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び関係会社における業務の適正を確保するための必要な体制について決定しております。その「内部統制システム構築に関する基本方針」は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「コンプライアンス方針」を定め、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規則を遵守した行動をとるための規範としており、継続的なコンプライアンス教育・研修の実施により、法令遵守意識の定着と周知徹底を図っております。

また、内部監査部門はコンプライアンス状況について監査を行い、その監査結果を社長へ報告すると共に必要に応じ改善指示を通知し、そのフォローアップを行うものとしております。

なお、法令上疑義のある行為等についての通報に応ずる内部通報制度を設け、早期に発見し是正する体制を構築するとともに、通報者の保護に十分配慮することとしております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制としております。文書等の管理については、文書管理及び情報セキュリティに関する規程並びに関連する諸規則等に基づき、実施される体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。コンプライアンス委員会においては、リスクに関する発生把握及び危機管理規程の見直しについて対処することとしております。

また、発生時につきましては「BCPマニュアル」（情報セキュリティ関係においては「ISMSマニュアル」及び「個人情報保護マニュアル」）により、早期に解決することとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社は、業務執行における大幅な権限委譲を伴う執行役員制度の導入により、監督責任と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。また各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担っております。
取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項が全て付議され決定されると共に業務執行状況を監督する機関と位置付け、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。
また、取締役及び執行役員の出席による経営会議を毎月1回定時開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告、監視がなされております。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社の「関係会社管理規程」に基づき業務執行状況や損失及びリスク、法令及び定款の遵守状況等の必要事項に関して報告を求め、また当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、子会社の経営が効率的に行われる体制を確保することとしております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとしております。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人の人事（任命、異動、評定、懲戒）については、監査等委員会の同意を得るものとします。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
法令及び定款違反、内部通報、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人は、速やかに監査等委員へ報告を行うものとします。

- ⑨ 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社の定める内部通報制度規程において、監査等委員への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行します。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会や経営会議に出席し、監査等委員が希望するその他の重要な会議へ出席できるものとしております。また、監査等委員は代表取締役との定期的な意見交換や会計監査人及び内部監査部門との情報交換を行い監査の実効性を確保するものとし、当社は監査等委員の独立性を重んじ、その判断を尊重するとともに、監査が実効的に行われるために必要な協力を行うものとしします。
- ⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社及びその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の強化により、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス委員会による協議と対策マニュアルの整備を行っております。また、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムに基づき、以下の取り組みを行っております。

① コンプライアンス体制

取締役及び使用人へのコンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎年、取締役及び使用人に対しコンプライアンス研修を実施しております。また、毎月、部門単位の代表者が参加するセキュリティ委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況を確認しております。なお、社内規程、方針については社員向けサイトで常時閲覧できる体制となっております。

② 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を毎月及び必要に応じ臨時で開催し、経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役相互に業務執行状況の監督を行っております。

③ リスク管理体制

当社は、コンプライアンス委員会を毎月開催し、重要リスクの洗い出しと対策を検討することで、事業継続体制を整えております。

④ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門と定期的に連携を図っております。また、取締役会のほか社内の重要な会議及び委員会に出席することで、事業状況の理解を深め、取締役の業務執行状況を監視するとともに、業務監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本			株 主 資 本 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2021年4月1日残高	1,000,000	3,174,326	△1,062,090	3,112,236
会計方針の変更による累積的影響額		8,924		8,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	3,183,251	△1,062,090	3,121,161
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△165,062		△165,062
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益		765,296		765,296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計		600,234		600,234
2022年3月31日残高	1,000,000	3,783,485	△1,062,090	3,721,395

(千円未満切捨表示)

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年4月1日残高	498,121	2,444	500,566	3,612,802
会計方針の変更による累積的影響額				8,924
会計方針の変更を反映した当期首残高	498,121	2,444	500,566	3,621,727
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△165,062
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				765,296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,876	△13,022	△2,146	△2,146
当 期 変 動 額 合 計	10,876	△13,022	△2,146	598,088
2022年3月31日残高	508,998	△10,578	498,420	4,219,815

連結注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社クロスユーアイエス

株式会社クロスアクティブ

株式会社クロスリード

なお、株式会社クロスリードについては簡易新設分割により連結子会社としたため、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法以外のものにより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～20年
工具器具及び備品	3年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれが多い金額をもって償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金 …… 請負開発契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における請負開発に係る損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なシステム開発事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

ソフトウェア開発 ・・・・ソフトウェア開発は、作業の進捗に伴い、顧客に支配が移転するため、当該履行義務の充足にかかる進捗度を見積もることにより、一定の期間にわたり収益を認識しております。

システム運用、保守 ・・・・システム運用、保守サービスは、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

7年間の定額法により償却しております。

④ 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(5) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、現時点において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを実施しております。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、引き続き経済や企業活動に広範な影響を与えており、当連結会計年度以降も一定期間にわたって継続することが想定されますが、現時点において、新型コロナウイルス感染拡大は当社グループ業績に重要な影響を与えるものではないと判断しており、会計上の見積りに与える影響は限定的であると考えております。

会計方針の変更

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準等」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、システム開発契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる開発については工事進行基準を、工期がごく短い開発については工事完成基準を適用してはりましたが、全ての開発について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表の売上高は28百万円、売上原価が31百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ3百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は8百万円増加しております。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、「契約負債」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

407,278千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	9,210,960	—	—	9,210,960

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,708,123	—	—	1,708,123

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 165,062千円
- ・1株当たり配当額 22円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 240,090千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 32円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月3日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画や資金繰りに照らして、必要な資金を銀行借入金により調達しており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業部門は、販売管理規程に則り主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図ることによってリスクを管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価や取引先企業の財務状況を把握し、保有状況を見直すことによりリスクを管理しております。

敷金及び保証金は、主に当社グループの事業所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。それらの支払については、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、銀行借入金により調達しております。それに係る支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用する場合がありますが、そのデリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、執行・管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)投資有価証券	973,948	973,948	—
(2)敷金保証金	246,243	227,675	△18,568

(注1) 現金及び預金、受取手形、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	200

(注)非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの視察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それぞれのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	973,948	—	—	973,948
資産計	973,948	—	—	973,948

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	—	227,675	—	227,675
資産計	—	227,675	—	227,675

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金保証金

これらの時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき国債の利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

業種区分	当連結会計年度
クレジット向け	1,775,935
金融向け	1,856,294
官公庁・自治体・公共企業向け	3,814,358
製造向け	1,560,402
公営競技向け	418,191
通信向け	787,555
流通向け	476,112
報道出版向け	225,468
その他	1,205,046
売上高合計	12,119,365

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 281円 22銭

2. 1株当たり当期純利益 51円 00銭

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報を算出しております。

企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び事業の内容

事業の名称	当社の仙台支店が所管する事業
事業の内容	情報処理サービス及びこれに伴うシステム開発の受託 情報処理に関する開発、技術提供及び販売

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立した「株式会社クロスリード」を承継会社とする簡易新設分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社クロスリード

(5) その他取引の概要に関する事項

「クロスキャットグループ」として、首都圏の「株式会社クロスキャット」、「株式会社クロスアクティブ」、関西圏の「株式会社クロスユーアイエス」、東北以北の「株式会社クロスリード」とカバー地域を明確にするとともに、各社の独立性を確保・伸長することで、グループ内の機能や得意領域などを創出し、グループ全体としてさらなる事業の拡大をめざすことを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年2月16日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大を目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年3月31日(木)を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき普通株式2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

①株式の分割前の発行済株式総数	9,210,960株
②株式の分割により増加する株式数	9,210,960株
③株式の分割後の発行済株式総数	18,421,920株
④株式の分割後の発行可能株式総数	35,800,000株

(3) 分割の日程

①基準公告日	2022年3月16日(水)
②基準日	2022年3月31日(木)
③効力発生日	2022年4月1日(金)

(自己株式の消却)

当社は、2022年3月16日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却につき決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 消却した株式の種類	当社普通株式
(2) 消却した株式の数	1,416,246株(消却前の発行済株式総数に対する割合7.69%)
(3) 消却日	2022年4月4日
(4) 消却後の発行済株式総数	17,005,674株
(5) 消却後の自己株式数	2,000,000株

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年6月24日開催予定の当社第49期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものであります。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2017年6月28日開催の当社第44期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡

制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定め

る数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金		
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
		繰 越 剰 余	繰 越 剰 余	繰 越 剰 余
2021年4月1日残高	1,000,000	70,124	2,944,280	3,014,404
会計方針の変更による累積的影響額			5,893	5,893
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	70,124	2,950,174	3,020,298
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△165,062	△165,062
当期純利益			640,956	640,956
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て		16,506	△16,506	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計		16,506	459,387	475,893
2022年3月31日残高	1,000,000	86,630	3,409,561	3,496,192

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	△1,062,090	2,952,314	498,121	498,121	3,450,435
会計方針の変更による累積的影響額		5,893			5,893
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,062,090	2,958,208	498,121	498,121	3,456,329
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△165,062			△165,062
当期純利益		640,956			640,956
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て		-			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			10,876	10,876	10,876
事業年度中の変動額合計		475,893	10,876	10,876	486,770
2022年3月31日残高	△1,062,090	3,434,102	508,998	508,998	3,943,100

個別注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法等以外のものにより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式…………… 移動平均法による原価法等

(2) 棚卸資産

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …………… 3年～20年

工具器具及び備品 …………… 3年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれが多い金額をもって償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なシステム開発事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

- (1) ソフトウェア開発 …………… ソフトウェア開発は、作業の進捗に伴い、顧客に支配が移転するため、当該履行義務の充足にかかる進捗度を見積もることにより、一定の期間にわたり収益を認識しております。
- (2) システム運用、保守 …………… システム運用、保守サービスは、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、現時点において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを実施しております。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、引き続き経済や企業活動に広範な影響を与えており、当事業年度以降も一定期間にわたって継続することが想定されますが、現時点において、新型コロナウイルス感染拡大は当社業績に重要な影響を与えるものではないと判断しており、会計上の見積りに与える影響は限定的であると考えております。

会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準等」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、システム開発契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる開発については工事進行基準を、工期がごく短い開発については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての開発について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の貸借対照表の売上高は3百万円減少し、売上原価が6百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ9百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は5百万円増加しております。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」、「契約資産」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「契約負債」に表示しております。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 286,045千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 (区分表示されたものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 11,876千円 |
| 短期金銭債務 | 27,741千円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 | |
| 営業取引 (収入分) | 934千円 |
| 営業取引 (支出分) | 263,187千円 |
| 営業取引以外の取引 (収入分) | 75,504千円 |
| 営業取引以外の取引 (支出分) | 1,425千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,708,123	—	—	1,708,123

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	59,941千円
未払事業税	19,274千円
未払事業所税	2,636千円
未払法定福利費	7,565千円
退職給付引当金	101,252千円
資産除去債務	20,427千円
長期未払金	6,430千円
減損損失	4,938千円
その他	18,078千円
(繰延税金資産小計)	<u>240,545千円</u>
評価性引当額	<u>△35,986千円</u>
(繰延税金資産合計)	<u>204,559千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△19,317千円
その他有価証券評価差額金	<u>△224,639千円</u>
(繰延税金負債合計)	<u>△243,957千円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△39,397千円</u>

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 262円 78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 42円 72銭 |

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表と同一であります。